

高齢者ケアにおける世代間交流の現状

木林 身江子

A Study on Intergenerational Exchange At Care for the Elderly

KIBAYASHI Mieko

はじめに

人口の高齢化が進行し、わが国の 65 歳以上人口(平成 16 年 9 月 15 日現在推計)は 2484 万人、総人口の 19.5%を占め、人口・割合とも過去最高となっている。⁽¹⁾また、1980 年代以降、日本経済は高度成長期に入り都市化、過疎化が進行した。それに伴い家族形態は核家族化、単独世帯化の傾向を強め、地域における人間関係も希薄なものになってきている。世帯構造別にみた 65 歳以上の者のいる世帯数の構成割合について、昭和 61 年から平成 16 年の年次推移でみると「単独世帯」は 13.1%から 20.9%に増加し、「夫婦のみの世帯」は 18.2%から 29.4%に増加、「三世代世帯」は 44.8%から 21.9%に減少しており、⁽²⁾特に高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の増加が著しくなっている。こうした傾向から、高齢者の孤立や要介護高齢者の介護問題をはじめ、長寿化によって得られた長い高齢期をどう過ごすかが重要な課題となっている。

また、子どもをめぐっては、地域の中で様々な世代の人間と交流する機会が減少し、世代間の交流を通じて得られる社会性や、多様な視点から自己の将来を見つめるといった機会は減少してきているといえる。また、子どもだけでなく親世代も女性の社会進出の増加、仕事の多忙さや家族・地域における子育てへの関わりへの減少などから親の育児不安が増大してきており、世代間交流や協働の大切さが見直されるようになってきている。

一方、低経済成長への移行など社会・経済状況も変化してきており、終戦直後の生活困窮者対策を前提とした限られた者に対する保護・救済では、今日の増大しかつ多様化した福祉需要への対応は困難であると指摘されるようになってきた。そこで社会福祉基礎構造改革に関する議論を契機に、地域福祉への関心とその必要性が改めて確認されるようになったのである。2000(平成 12)年には社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、第 4 条に「(前略)福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と明記されたのである。つまり、「個人が人として尊厳をもって家庭や地域の中で、障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活が送れるように自立支援をすることにある」とする今後の新しい社会福祉の理念を地域において具現化するために必要な支援あるいは支援の仕組みを地域の中に整えていく

べきであることが示されたのである。そして、高齢者、障害者、児童といった対象者ごとの計画を統合し、住民参加に基づく地域福祉計画の策定が法定化され、2002（平成14）年には、社会保障審議会福祉部会より地域福祉計画策定に関する指針が示されたのである。このなかで、地域福祉推進の理念として 住民参加の必要性、 共に生きる社会づくり、 男女共同参画、 福祉文化の創造に留意すること、の4つがあげられ、また、基本的目標として 生活課題の達成への住民等の積極的参加、 利用者主体のサービスの実現、 サービスの総合化の確立、 生活関連分野との連携、 が示されている。このことから地域福祉の理念には、地域社会の全構成員が「協働」することによって互いに生活を支え合う、いわゆる住民自治に基づく公私協働により地域社会の福祉を向上させていく側面と、地域生活という観点から高齢・障害・子どもという属性・分野別のサービスを並存させ、現在の縦割り制度を横につなぐようなサービス供給システムの総合化を目指す側面があると考えることができる。したがって、地域福祉は従来の「福祉六法」に規定されている階層別、問題別、分野別に断片的にとらえられてきた社会福祉のあり方ではなく、地域という共通項で“横割り”にとらえ、総合的・統合的な援助をいかに展開するかが重要な課題になるのである。

この課題解決のための一つの策として、高齢者ケアのなかに、とりわけ子ども世代とのつながりを積極的にとりいれていく世代間交流の試みがあげられる。これは高齢者用の施設と子ども用の施設が合築・併設された施設の他、民家などを利用した「宅幼老所」と呼ばれる施設など多種多様なタイプの施設で行われている。全国状況を把握できる正確な統計がないのが現状であるが、各地の交流活動の実践は紹介されてきており、概ね好意的な評価がなされている。しかし多くの場合、年単位や季節単位の娯楽的な行事による交流にとどまっており、高齢者のもつ多様な力が必ずしも活かされているとは言い難く⁽³⁾また、高齢者と子どもの相乗効果が期待できる交流の進め方やその評価方法等についても手探り状態である。

第1章 研究目的と方法

1. 研究目的

本研究は、高齢者ケアにおける世代間交流の事例を通して、その具体的な実践方法を学ぶ。そして、高齢者と子どもの相互作用に注目しながら、介護予防的見地あるいは生きがい対策を含めた視点で評価し、ケアの質的充実を図るためのあり方を検討する。さらに、高齢者ケアに子ども世代との交流を取り入れ「異世代が交流し、支え合うことで各々が自立する地域づくり」を目指す福祉サービス体系のあり方について検討することを目的とする。

2. 研究方法

文献により世代間交流の意義を明らかにし、地域福祉との関連を整理する。次に、高齢者の通所介護施設において実践されている世代間交流を取り上げ、具体的な実践方法を学ぶ。通所介護施設は地域に点在し、「通所」という利用形態から入所施設に比べ地域とのつながりを維持または創造するという点で、より有効であると考えられる。

実践事例としては、愛知県高浜市の南部デイサービスセンターと南部保育園における実

践を取りあげる。ここでの実践は、利用者の精神面や身体面に直接効果を与えている他、計画交流から日常の自然な交流が可能となるまでに交流の方法が変化してきていることが既に報告されている。⁽⁴⁾そこで、その発展過程と現状の交流プロセスや問題点について、デイサービスセンターの所長、保育園園長へのインタビューを通して把握し、地域福祉の視点から考察する。

第2章 世代間交流の意義

1. 世代間交流の概念

世代間交流とは、草野篤子によれば「子ども、青年、中・高年世代の者がお互いに自分達の持っている能力や技術を出し合って、自分自身の向上と、自分の周りの人々や社会に役に立つような健全な地域づくりを实践する活動で、一人一人が活動の主役になることである」⁽⁵⁾と定義されている。また、アメリカでは青少年と高齢者への意図的、社会政策的そして教育的働きかけという意味合いを含めて1960年代半ばに「インタージェネレーション」という概念が用いられるようになった。サリー・ニューマン(Sally Newman)は、「インタージェネレーション」の概念を、「異世代の人々が、相互に協力し合って働き助け合うこと、高齢者が習得した知恵や英知、物の考え方や解釈を若い世代に言い伝えることである」と述べている。⁽⁶⁾アメリカの異世代間交流プログラムには両世代の参加者の生活に影響を与える共通の目標が備わっている。それは 関係を築く、社会適応能力を向上させる、知識を深める、機能的・学問的な能力を向上させる、意思疎通を良くする、自尊心を高くもつ、ということであり、総じて若年層と高齢者の互いの生活の質を向上させることで両世代が利益を享受するという同じ目標をもっている。⁽⁷⁾一方、イギリスにはベス・ジョンソン財団が運営しているインタージェネレーション研修センターがある。全英の世代間交流活動・研究・政策の機関団体であり、世代間交流の中核機関である。ここでの世代間交流プロジェクトのねらいは、各世代が異世代への理解と尊敬を促し、より健全な地域を再編成すること、地域の活性化とそれぞれの世代が公平な市民権を確立すること、近隣ネットワーク機能の復活、の3点に集約されている。⁽⁸⁾

また、小笹奨は世代間交流の概念の変化について「生活のさまざまな局面が世代別に分化して、世代の分離と囲い込みによるマイナス面への反省から、これを克服する手段として世代間交流の必要性や価値が発見されることになり、1970年代までは、世代間交流といえどもっぱら家族・親族内のそれをさしていた。1980年代から世代間交流という言葉が家族外の世代間交流、地域での世代間交流の意味で語られるようになり、政府においても文部省(当時)が1984年に開始した「高齢者の生きがい促進総合事業」の一つとして「世代間交流事業」という名称が各地で用いられてくるようになると、世代間交流は家族外のそれとして認知されるようになった。」と述べている。さらに「家族外の世代間交流における「世代」の概念として、高齢者層と他の年齢層との区別にアクセントがある、社会的な世代の分離と囲い込みの深刻さに対する反省やその克服への志向、というニュアンスが含まれている。子ども、高齢者、両者の中間の年齢層の三者に分節する傾向がある。

交流相手としてどんな特性をもつ年齢層にフォーカスをあてるかによって、また交流を通して克服しようとしている内容や実現したい価値によって、世代の区切り方にはかなりの流動性がみられる。」とその特性を述べている。⁽⁹⁾また、棟尾昭雄は世代間交流の最

最終的目標として「地域住民が積極的に社会参加し、心の通い合う連帯感によって結ばれた新しい地域（ふるさと）づくりにある」と述べている。⁽¹⁰⁾

2. 人間の三世代モデルから導かれる世代間交流の意義

高齢者と子どものケアを結びつけることによる積極的効果について、広井は「人間の三世代モデル」という考えに即して説明している。それによると生物の一生は「成長期 生殖期 後生殖期」という3つの時期に区分され、このうち長い後生殖期をもつところに自然科学的視点からみた人間の特質がある。つまり、上記の三分は「子ども 大人 老人」という時期と対応しており、「大人」の時期をはさんでその前後に「生産」や「生殖」から解放された長い「子ども」と「老人」の時期をもつことが人間の本質であり、それが人間の創造性や文化の源泉ではないかという考え方である。要するに、長い「老人」の時期は単に寿命が長いということにとどまらず、子どもが担っている「遊ぶ」「学ぶ」という役目と老人が担う「遊ぶ」「教える」という対の関係を通じて、人間を人間たらしめる要素をもつという積極的な意味をもっている。⁽¹¹⁾

この考え方を高齢者ケアのなかに取り入れ、他世代や地域に対して開かれたものとしてケアを実践していくことは、単に身体的介護というだけでなく、精神的側面における介護、そして介護の予防ということにもつながってくる。とりわけ、高齢者と子どもの関係性は双方向的なものであり、高齢者にとって子どもとの関わりは心身の活性化をもたらすものである。また、子どもの心身の健全育成においても、高齢者との交流を通して築かれる人間関係は不可欠であるといえる。他方、親世代にとっては子育てへの支援となり、地域社会においては人間関係の拡充による地域統合、活性化、文化・歴史の継承等に寄与しうると考えられている。

3. ソーシャル・インクルージョンと世代間交流の意義

2000（平成12）年12月に厚生労働省社会・援護局は『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』⁽¹³⁾を公表した。戦後日本の社会福祉は、「貧困からの脱出」という社会目標に向け、その主たる対象を「貧困」として豊かな社会の創造に貢献してきた。しかし、現代社会においては都市化と核家族化の進展や、産業化、国際化といった社会の変化の中で、人々の「つながり」が弱くなってきたことも否定できず、「心身の障害・不安」、「社会的排除や摩擦」、「社会的孤立や孤独」といった問題が重複・複合化してきている。このような社会の変化の中で、社会福祉に関わる諸制度も整備が図られ、貧困者の救済を中心とした選別的な社会福祉から、少子・高齢社会において安心できる国民生活の下支えとしての社会福祉へと普遍化が図られてきた。

一方、2000（平成12）年に施行された「社会福祉法」では、「地域福祉の推進」という章が新たに設けられ、地域社会における「つながり」を再構築する必要があることが示唆されている。そして、「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要があるとしている。

このため公的制度の柔軟な対応を図り、特に地方公共団体にとっては、平成15年4月に施行となる社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定・運用に向けて、住民の幅広い参画

を得て「支え合う社会」の実現を図ることが求められる。さらに地域社会における様々な制度、機関、団体の連携によるつながりを築くことによって、新たな「公」を創造していくことを今後の社会福祉の基本理念として位置づけている。

ソーシャル・インクルージョンは、地域社会とのつながりをもつことができなくなった人々も含め、すべての人々を社会の一員として包括することができる新たな地域社会のあり方を模索する概念で、具体化のための方法として 社会的なつながりを創出することに係る提言、 福祉サービス提供主体に係る提言、 行政実施主体の取り組みに係る提言、 人材養成に関する提言、 その他、ボランティアの醸成等、5つの提言をしている。

高齢者ケアにおける世代間交流の試みは、地域の福祉問題を発見・対応する取り組みとして機能したり、情報交換の場、福祉分野と他分野との連携の強化、新たな地域の福祉人材を配置することに発展したり、人間関係の維持・拡がりにより高齢者の社会的孤立を防ぐといった「つながり」の再構築を図る要素を含んでいるものと考えられる。

4．少子高齢社会における福祉改革の動きから導かれる世代間交流の意義

青少年による犯罪の増加、その質の変化や低年齢化が顕在化し、子育て不安の増加、介護の社会化の必要性など近年、福祉課題は多様化・複雑化してきている。一個人・一家庭の力では対応困難な状況が生じてきていることを背景に、地域レベルにおける乳幼児を含む青少年世代と高齢者世代の相互交流の意義が唱えられるようになってきた。特に、「娯乐的・行事的」世代間交流にとどまらず、社会のニーズや課題に対処しうる一手段としての世代間交流に関心が寄せられるようになってきた。例えば、2003（平成15）年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法改正法」では、少子化現象の一要因である子育て困難への支援対策として家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を実現することを「もう一段の少子化対策」として掲げており、従来の「子育てと仕事の両立支援」に「地域における子育て支援」が加味されている。また、1980年代ではノーマライゼーションや自立の理念に基づいた在宅施策や社会参加が促進された。1990年代以後、施設における高齢者ケアから在宅ケアを重視する施策、少子化に対処すべく、子育て支援策が国や地方自治体において打ち出されている。また、高齢者の能力、経験の社会的活用、世代間交流活動の理論づけは、2003年度厚生白書の報告にも述べられている。

第3章 通所介護（デイサービス）とは

1．デイサービスの機能・役割

「通所介護」の定義は、介護保険法第7条11項において「居宅要介護者等について、老人福祉法第5条の2第3項⁽¹⁴⁾に規定する厚生省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）その他の日常生活上の世話であって厚生省令で定めるもの並びに機能訓練を行うことをいう。」とされている。また、通所介護の基本方針は「要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。」となっている。

要介護度が低い高齢者であっても家に閉じこもり、人との交流が殆どない環境のもとで生活を続けていけば、徐々に心身の機能が低下し廃用症候群といわれる状態に陥りやすくなる。デイサービスは高齢者が家から外に出るきっかけをつくり、この「閉じこもり」「廃用症候群」をなくす重要な役割を果たす。このことは、家で介護をする家族にとっても同様で、一日の数時間、要介護高齢者が外出する時間をもつことによって、日頃、介護に追われている家族は自分の時間を取り戻すことができ、家族の「閉じこもり」といった状況を解消することが可能になる。つまり、介護保険制度において要支援・要介護にあたる高齢者がデイサービスセンターに通うことにより社会的孤立感が解消され、その高齢者の生活や心身に張り合いがもたされることでその機能が維持される。心身の機能が維持されるということは、その高齢者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことを可能にすることにつながる。延いては、家族の介護負担の軽減にもつながるということを実現させようとするのが通所介護の目的としているところである。

今日、デイサービスセンターは地域で生活している要介護高齢者とその家族にとって必要不可欠なものとしてその重要性が認識されており、需要も多い。国においても、施設介護から在宅介護に重点が移っており、2000(平成12)年に介護保険制度が施行されて以後、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の在宅福祉サービスと施設福祉サービスの両面にわたる多様なサービスが給付されるようになった。居宅サービス事業所は2004(平成16)年、訪問介護17295事業所、通所介護14737事業所となっており、介護保険施設では介護老人福祉施設5291施設、介護老人保健施設3131施設となっており、⁽¹⁵⁾地域の福祉拠点は量的に充実が図られてきている。静岡県においても介護保険法制定(1997年)以降、在宅福祉サービスを中心にサービス提供量は増加しており、特に、老人デイサービスセンターの数は1997年に12箇所だったものが2005年には86箇所、旧清水市と合わせると106箇所に増加し、⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾その役割は一層期待されている。

2. これからのデイサービスに期待されていること

介護保険制度は施行されて5年となり、法附則の規定に基づく制度全般の見直し時期を迎えている。国は制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていくための改革であるとしている。改革のポイントは、(1)予防重視型システムへの転換(2)施設給付の見直し(3)新たなサービス体系の確立(4)サービスの質の向上(5)負担の在り方・制度運営の見直し、の5点にまとめている。⁽¹⁸⁾デイサービスとの関連において、特に上記(1)の「予防重視型システムへの転換」と(3)の「新たなサービス体系の確立」について次に説明する。

介護保険制度改革の柱の一つは新たな「介護予防」の導入である。これは要支援、要介護1が増加し全体の5割近くに達しているが、これら軽度者に対するサービスが、利用者の状態の改善につながっていないとの指摘を受けたもので、要介護状態の軽減、悪化防止を目的とした『新予防給付』と、市町村が予防メニューを実施する『地域支援事業(仮称)』の2本立てで構成されている。『新予防給付』は要支援、要介護1と認定された軽度者が対象となり、生活機能の維持・向上の観点から、高齢者の状態像に合った「介護予防プラン」が策定される。具体的には、筋力向上トレーニング(機械器具を使うものに限らない)、転倒骨折予防、低栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防等の新たなサービスの創設が検討さ

れている。また、介護予防拠点の整備を 2005 年度に約 3000 か所行う方針を固めている。一方、『地域支援事業』は将来的に要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とし、市町村が実施する介護予防のスクリーニングによって対象が選別される。この事業は、高齢者の生活機能の低下ポイントを捉えて、効果的な介護予防事業を介護保険制度に位置づけるものである。

また、地域の特性に応じた多様で柔軟な形態のサービス提供が可能なサービス体系として、新たに「地域密着型サービス（仮称）」が創設される。全国的に共通する従来型のサービス（訪問、通所、短期滞在、居宅、入所系サービス）を「一般的なサービス」と捉え、利用者が主として市町村の圏域内にとどまる、地域に密着したサービスを「地域密着型サービス」とするものである。この対象となるのは痴呆性高齢者グループホーム、痴呆性高齢者専用デイサービスなどの他、新たに「小規模多機能型」サービスと「地域夜間対応型」や「地域見守り型」サービスが加わることになる。

これらの改革から今後のデイサービスに期待されることは、高齢者介護研究会（厚生労働省老健局長の私的研究会）報告書「2015 年の高齢者介護」で「本人（や家族）の状態の変化に応じて様々な介護サービスが、切れ目なく、適時適切に在宅に届けられることが必要である」としていることの具現化にあると考える。また、要介護者の生活を家族を含めた周囲の人々の助け合いによって支えていくという「介護の社会化」という介護保険制度創設時の理念を考え合わせれば、デイサービスには、「サービスを一体的・複合的に提供し、地域ぐるみで利用者の生活を支えるための拠点」あるいはコミュニティの再生を念頭においた「地域交流の一拠点」という地域のサロニック的な役割が期待されており、常に「介護予防」の視点を重視した場として機能することが期待されていると考えることができる。

第 4 章 調査事例の概要

1. 南部デイサービスセンターと南部保育園の施設概要

平成 10（1998）年に南部保育園の新築移転に合わせて、南部デイサービスセンターが併設された。デイサービスセンターは、高浜市から B 型（基本型）及び E 型（痴呆型）通所介護事業が委託され、平成 10（1998）年に開所された。当初は月曜日から金曜日までの 10 時から 15 時まで開館していたが、現在は 16 時までのサービス時間の拡大、土曜・日曜及び祝祭日のホリデーサービスが実施され、年間実施日数は 359 日になっている。さらに平成 15 年度からは構造改革特区による知的障害者・障害児及び 65 歳未満の身体障害者のデイサービス事業も開始されている。

一方、南部保育園は新築移転にあわせてデイサービスセンターが併設されたことを機に、市直営から社会福祉協議会に委託されることになった。これは、運営主体を同じくすることでより円滑な交流事業が実施できるよう考慮した計らいであり、保育園とデイサービスセンターが併設されている意義を持たせるためでもある。

2. 世代間交流の実際

（1）交流の取り組み

デイサービスセンターと保育園は、建物内は 1 階の厨房をはさんで廊下でつながっているが、入り口は別々になっている。建物は園庭を囲むかたちでコの字型になっており、デイサービスの食堂兼デイルームからは園庭で遊ぶ子どもたちの様子を眺めることができる。

デイサービスの1日当たりの平均利用者数は23～25人で、子どもとの交流は計画交流と日常的な自然な交流がもたれている。計画交流は1ヶ月のうちの1週間をあてており、各日40～50分間、7人程の年長児がデイサービスセンターを訪問し、誕生日会や盆踊り、運動会、ボール遊び、カルタ取りなど月毎に企画された行事を一緒に行っている。この他、保育士が乳幼児を連れて不定期にデイサービスセンターを訪れたり、利用者が園庭を散歩したりする際、スキンシップやおしゃべりを中心とした交流がされている。

視察時はデイサービスセンターで誕生日会と盆踊りが行われていた。職員が作成した紙製のケーキに立てたろうそくの炎を園児が吹き消し、園児と利用者がそれぞれ歌のプレゼントをしてお祝いし、その後のお楽しみとして盆踊りの音楽がかけられた。利用者の輪に園児が混じり、職員が利用者と園児を巻き込みながら盆踊りを踊り、和やかな雰囲気の中、時間が流れていた。日常的にみられる自然な交流は、園児が園庭からデイサービス食堂のガラス戸をたたいておどけてみせたり会話をしたり、利用者の送迎時には自発的に玄関のところまで走って行き挨拶や握手を交わす園児の姿をみることができる。また、子ども嫌いの数人の高齢者やその日の気分により子どもとの交流を控えたい高齢者に対しては無理強いをせず対応している。

(2) スタッフの事業運営

南部デイサービスセンターと南部保育園は、共に高浜市社会福祉協議会が運営主体であることから、常に社会福祉協議会としての使命を意識して業務にあたっている。交流内容の立案は、担当者職員が決まっているわけではなく正規職員である5人のデイサービススタッフが中心となり計画・準備が行われている。また、交流事業を行う週初めにはデイスタッフが保育園に出向き、年長組みの保育士と打ち合わせをし、年長児へのオリエンテーションを行っている。園児のグループ分けについては保育士が担当し、子どもの性格や身体の具合などを考慮してグループ分けがされている。また、毎年2月に年長園児から年中園児に交流事業が引き継がれる際、保育士から年中園児に心構えが伝えられている。

以前は、計画交流は1ヶ月のうち2週間を交流事業にあてていたが、保育活動が交流事業に振り回されてしまう、保育活動が中断して園児の集中力が途切れるといった事情から双方の職員で検討が行われた。その結果、互いの生活や事業パターンの合わせられる部分で無理のない交流事業を取り入れていかなければ長続きはしないという共通認識を得るに至り、現在の「1ヶ月に1週間」という交流形態に変化してきた。時間についても、入浴介助のため午前中はデイサービスのスタッフが手薄になることから、安全面を考慮して交流事業は午後に企画されている。安全面については、手押し車や杖、車椅子を使用している利用者が多いことから転倒防止には最善の注意を払っている。また、園児だけではデイサービスセンターに入らないことを約束事とし、危険な行為に対しては子どもと身近な存在であるデイサービススタッフが堅実かつ親身に注意・世話をすることとしている。

(3) 交流の効果

高齢者への影響：子どもがそばにくると顔がほころび、優しい表情になる、子ども見て「かわいいね」と言う、「子どもを見る機会が少ないが、ここに来ると玄関で握手をしてくれたりして嬉しい」と話す高齢者もいる。また、毎年、卒園式の後は園児と保護者が利用者にお礼を述べにデイサービスセンターを訪れている。その際、普段は無表情で感情

を表に表さない数人の利用者が、卒園を迎えた園児を目の前にしてポロポロと涙を流し、園児に声をかけている姿がみられる。喜びと寂しさが混在し、湧き上がる感情からあふれたたその涙は、園児との日常的な交流があったからこそその涙であると評価することができる事例である。

子どもへの影響：保育園で泣いたり、落ち込んだりした子どもをデイサービスセンターに連れて来て、高齢者から少し頭を撫でてもらったり、かわいがってもらったりすると気分が変わり元気になって笑顔で園に戻っていくこともある。子どもたちは、保育士やデイサービスセンターのスタッフから高齢者の身体の特徴や接するときの注意などを学び、さらに日常生活において高齢者と関わる実践の中から、高齢者や身体の不自由な人に対するより具体的な理解を深めていると考えられる。

第5章 考察

高齢者ケアにおける世代間交流の円滑な実施には、高齢者施設と乳幼児施設の職員が率直な意見交換ができる関係づくりが必要である。また、同一敷地内に施設が併設されているうえに同じ運営主体であるという点は運営環境において好条件となっている。以下に、高齢者ケアにおける世代間交流のあり方についての若干のまとめを試みる。

(1) 高齢者と子どもの交流を支えるコーディネーターの必要性

新田・緒方は、世代間交流を行ううえで重要な鍵を握るのは、交流の場を設定・調整する担当者（コーディネーター）の存在であると述べている。コーディネーターをおくことの利点として、交流活動での経験を整理・蓄積し、他のケアスタッフへもそのノウハウを伝えていくことが可能となること、活動の安定的な継続をもたらす、さまざまな人材や組織の協力が得やすくなることをあげている。また、コーディネーターには交流に参加する高齢者の生活背景やニーズ、問題や障害、そして交流する子どもたちの発達段階からみてもどのようなことに高い関心をもつのか、といった両者の特性を理解した上でプログラムを設定するスキルが求められると述べている。⁽¹⁹⁾

南部デイサービスセンターの場合は、交流の場を取り仕切る専任スタッフは置いていないが、極自然な交流事業が行われている。その理由として考えられることは、運営主体が同じであること、同敷地内に併設されていること、センター長と園長を中心として職員間の率直な意見交換が円滑に行われていること等が考えられる。交流実践の中心となる5人のデイサービス常勤スタッフは、高齢者の生活背景や性格、ニーズ、障害を理解しており、子どもたちの特性については、交流活動時に付き添う保育士により把握されている。したがって、高齢者と子どもの両方を把握するスタッフが同じ場所にいる点でコーディネーター的な役割が計らわれていると理解することができる。

しかし、高齢者と子どもの交流が双方にとって楽しみとなるようなプログラムの設定や、効果的運営とその評価を行っていくためのスキルアップの必要性はあると思われる。南部デイサービスセンターの利用者は、杖・手押し車、車椅子使用者が多く、座った状態での交流になることが多い。スタッフは利用者皆が参加でき、無理なく楽しむことができる内容で、かつ子どもも楽しむことができる交流プログラムを設定・調整しなければならない。

また、高齢者は人生経験に裏打ちされた高齢期にこそ発揮できる知恵や判断、賢さ、優しさなどを持ち合わせている。高齢者自身がこの事柄に気づき、役割を感じ、主体的に子

どもたちとの関わりをもつことによって、生きる喜びや自信につながっていくものと考えられる。それを可能とするためには、世代間交流に対する周囲の理解が必要である。つまり、スタッフは高齢者が決して無力で受動的にケアされるだけの存在ではないという認識にたち、社会生活上の役割をどのように見出し発展させていくべきかについて考えることができるスキルが必要となる。いかに両者を引き込み潜在能力を發揮させ、有意義な交流機会とするかはスタッフの技術・力量にかかっているということである。

(2) 社協としての使命と地域づくり

南部デイサービスセンターと南部保育園は共に社会福祉協議会（以下、社協と略す）が運営主体となっている。社協は社会福祉法第 109 条から第 111 条に規定されており、その目的は「地域福祉の推進を図ること」とされ、地域の実情に応じて柔軟に何でも取り組むことが可能であることが示されている。つまり、社協は老人福祉法や児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等によるわが国の縦割り法体系による諸福祉サービスの隙間を埋めるためにあらゆる方策を用いることができる組織であり、その活動は地域特性とアイデアに応じて拡大していくことになるのである。

しかし、社協の立場はあくまでも側面支援であり、その活動は住民主体・住民自治原則に基づく活動でなくてはならない。制度に基づいて提供されている他の諸福祉サービスと決定的に違う点はこの部分であり、社協は介護保険制度下において事業者として主導的な経営・事業の展開を図りながらも、地域ニーズに立脚し、特定領域・分野・地域・グループの活動に終わるのではなく、他の機関・団体・組織の活動と積極的に連携・協働・支援をしていく機関である。いいかえれば、社協は、対象者別の法定サービスや縦割り行政的サービスではカバーできない福祉問題に自由に取り組める機関であり、法制度外の分野にも目を向けていく存在であるということであって、総合化の視点とソーシャルワーク機能を發揮していくことが望まれているのである。(20)(21)

したがって、高浜市の場合も社協が運営主体となっているデイサービスと保育園、そして隣接する宅老所も含めて、参加者や地域特有のニーズに応えていく点をより重視したプログラムを、地域をベースに開発していく役割が考えられる。

(3) 地域福祉の構成要素としての世代間交流

デイサービスにおいて世代間交流を行うことは、今日、失われつつあるコミュニティを再生し、高齢者の生活や介護を地域ぐるみで支えることを可能にすると考えられる。デイサービスは在宅介護の柱として量的整備が進んでおり、この拠点性がコミュニティ再生の最大の良さとなるを考える。また、デイサービスは利用者が集う場であり、家族、各種福祉施設、医療機関、ボランティアなどのネットワークによって成り立っている。ここに世代間交流を組み入れることは、子どもを含めた世代を超えた人々との関係やその関係団体・施設へとつながりを拡大させ、より多彩な地域のネットワークを構築し、コミュニティ再生の鍵となると考えられる。

高浜市では家に閉じこもりがちな高齢者に外出の機会を提供することにより、認知症やうつ、閉じこもりの予防、自立支援、地域住民の交流を主な目的として、1998 年度の「介護保険関連サービス基盤整備事業費補助金」、1999 年度の「介護予防拠点整備事業費補助

金」を受けて市内5箇所に宅老所が整備されている。市が高浜市社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会会員のボランティアの協力を得て運営されている。そのうち宅老所「あっぱ」は旧南部保育園を利用して整備されており、同敷地内には南部保育園分園、一時的保育、子育て支援センター機能が併設されており、新設された南部デイサービスセンターと南部保育園に隣接している。

高齢者ケアにおける世代間交流のあり方を考えるとき、高齢者と子どもの関係性が地域へも発展し、日常的な関係が築かれていくことが期待される。その関係は、高齢者と子どもの関わりの連続性と拡大の中から生まれてくるものであり、地域福祉の推進につながるものと考えられる。したがって、この環境を活かして就園前の乳幼児、親世代、ボランティアの中老年世代、宅老所あるいはデイサービスに通う高齢者が継続的に交流できるしくみをつくることは、互いの存在を認め合い支え合う、地域ぐるみの関係に発展する可能性をうみだすと考えられる。今後、コーディネーターを中心にして子ども、親世代、中yearボランティア、要支援高齢者、要介護高齢者のつながりをどのようにコーディネートしていくかが課題であると思われる。

おわりに

地域福祉の目的は社会福祉法で述べられているように「個人の尊厳」を旨とし、障害の有無に関わらずその有する能力と自らの意思に基づき自分らしい生活、いわゆる自立した生活を営むことができるよう支援していくことにあり、地域福祉サービスは生活の質を保障するサービスとして成立する必要がある。一方、生活の質の向上は保健・医療の目指すところでもあり、身体的・精神的・社会的健康面や生活福祉面における諸問題を地域という共通の視点から総合的に把握し、予防から医療までを含めた包括的な援助を展開することが地域福祉の課題であると捉えることができる。

この課題解決のための一つの試みとして、地域における高齢者ケアのなかに、とりわけ子ども世代とのつながりを積極的にとりいれていく世代間交流の試みがあげられる。その意義は、世代間交流の計画・実践に地域福祉の構成要素を内包していることにある。つまり、互いに社会の一員として活動する機会となり、延いては予防や健康増進につながる可能性を秘めている。また、属性による分類を問わない総合的ケアは、地域環境としての制度・政策の整備を求めるものとして機能し、さらに、交流の計画から実践に至っては、個々の立場を認め合いながら公私協働が重視されるところにこの実践の意義があると思う。

今回の調査では、デイサービスと保育園の併設という形態における世代間交流事業について視察を行った。同じ敷地に同じ運営主体という好条件に、もともと世代間交流事業を実施することを視野にいれて両施設が建設されたことから、世代間交流事業そのものに対する両施設の認識に大きな開きはなかったと思われる。しかし、両施設の設置目的や機能の違い、対象の違いによる生活時間や業務パターンの違いなどから、実践においては試行錯誤の結果、現在の交流形態になっている。

今後、連続性のある計画交流のプログラム化、自然な交流へのしかけ、また、交流による心理的側面へのアプローチによって導かれる高齢者と子どもの心理的变化や介護予防効果の縦断的な検証による評価について検討しなければならないと考える。世代間交流の理念を社会に浸透させ、公的政策に反映させていくために検証結果の蓄積が課題となる。

〔引用文献〕

- (1) 総務省統計局「高齢者の人口・世帯」<http://www.stat.go.jp/data/topics/topics091.htm>
- (2) 厚生労働省「国民生活基礎調査結果の概要『世帯数と世帯人員数の状況』」2004年
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa04/index.html>
- (3) 林廓子「老人と子ども」統合ケアに関する自治体の取り組み状況調査『超高齢社会における世代間ケアシステムのあり方についての調査研究～「老人と子ども」の三世代モデルの視点から～』88頁 国際長寿センター 1999年
- (4) 北村安樹子「幼老複合施設における異世代交流の取り組み(2) 通所介護施設と保育園の複合事例を中心に」第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部研究開発室 2005年
- (5) 草野篤子「インタージェネレーションの必要性」草野篤子・秋山博介編『現代のエスプリ 444 インタージェネレーション』5頁 至文堂 2004年
- (6) 前掲書(5) 草野篤子「インタージェネレーションの歴史」34頁
- (7) 前掲書(5) 今村京子訳 Sally, Newman 著「アメリカのインタージェネレーション」116 - 123頁
- (8) 前掲書(5) 栗山直子「イギリスの世代間交流 変動する家族と祖父母関係を中心に」125・126頁
- (9) 前掲書(5) 小笹奨「インタージェネレーションの基本」42 50頁
- (10) 棟尾昭雄「世代間交流と社会教育事業」『社会教育』12・13頁 全日本社会教育連合会 1981年
- (11) 広井良典『「老人と子ども」統合ケア』中央法規出版 2000年
- (12) 永田幹夫著「改定 地域福祉論」全国社会福祉協議 45頁 1993年
- (13) 厚生労働省社会・援護局企画課「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 2000年
- (14) 老人福祉法第10条の4第1項第2号：65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- (15) 静岡市統計情報HP (<http://www.city.shizuoka.jp/deps/somu/tokei/index.html>)
- (16) しずおかしの福祉HP (<http://www.city.shizuoka.jp/deps/fukushi/index.html>)
- (17) 老人福祉法第5条の2第3項：この法律において、「老人デイサービス事業」とは第10条の4第1項第2号⁽⁹⁾の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を

いう。

- (18) 厚生労働省介護制度改革本部「介護保険制度の見直しについて」2 - 13 頁
- (19) 新田淳子・緒方泰子「世代間交流の効果に関するミクロ調査」広井良典編著『「老人と子ども」統合ケア』80 頁 中央法規出版 2000 年
- (20) 真田是著「地域福祉と社会福祉協議会」かもがわ出版 1997 年
- (21) 山本主悦・川上富雄編著「地域福祉新時代の社会福祉協議会」中央法規出版 2003 年

〔参考文献〕

- ・厚生労働省「平成 16 年介護サービス施設・事業所調査」
- ・ Sally, Newman, History and Evolution of Intergenerational Programs, Sally Newman et al . ,Intergenerational Programs: Past, Present, and Future, Taylor, & Francis, 1997, Preface, p.xi
- ・高田真治・右田紀久恵編「地域福祉講座 1」中央法規出版 1986 年
- ・高橋博子「高齢者が望む世代間交流」『世代間交流の理論と実践』111～149 頁
長寿社会開発センター 1996 年
- ・北村安樹子「幼老複合施設における異世代交流の取り組み 福祉社会における幼老共生ケアの可能性」第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部研究開発室 2003 年
- ・北村安樹子「福祉政策における世代間交流の視点 中高年・高齢者の保育園派遣事業の試み」第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部研究開発室 2003 年
- ・北村安樹子「幼老複合施設における異世代交流の取り組み(2) 通所介護施設と保育園の複合事例を中心に」第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部研究開発室 2005 年
- ・川村匡由編著「地域福祉論」ミネルヴァ書房 2005 年
- ・第 1 回地域共生ホーム全国セミナー in とやま実行委員会編「地域共生白書 2003 地域共生ケアとはなにか」筒井書房 2003 年